

## 給与、社会保険関連のお知らせ（年間スケジュール）

		対象者	詳細
2月	退職者の住民税の一括徴収について	給与から住民税が控除されている方	現在給与から住民税が控除されている方が1月1日から4月30日の期間に退職する方の残税額について、納税者に支払われる給与又は退職手当等の額が未徴収税額を超える場合に一括徴収することが義務づけられています（地方税法第321条の5第2項）。なお、それ以外の間に退職された方についても、本人の申し出があれば、一括徴収にて納税することができます。
2月	所得税の確定申告について		<p>税務署による2020年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、2月16日から同年4月15日までです。所得税の還付申告の場合は、2月16日以前でも申告書を提出することができます。詳細は所轄税務署にお問合せいただくか、国税庁のホームページ（<a href="http://www.nta.go.jp/">http://www.nta.go.jp/</a>）で確認してください。国税庁のホームページでは、トップページに掲載されている[確定申告特集]をクリックすると詳しい内容がご覧いただけます。</p> <p>※ 確定申告の必要な方は、必ず所轄税務署に申告して下さい。</p> <p>※ 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入により、確定申告書等の提出の際には、「マイナンバーの記載」 + 「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要です。</p>
2月	医療費のお知らせについて	協会けんぽ加入者	<p>対象者には、2月度の給与明細書に同封しております。</p> <p>協会けんぽでは、年一回「医療費のお知らせ」を発行しています。</p> <p>2020年度の「医療費のお知らせ」は、主に、2019年10月診療分～2020年9月診療分までのものです。</p>
4月	被扶養者の異動に関する手続について		<p>3月～4月は卒業・就職のシーズンです。</p> <p>親族の扶養状況等に変更がある場合は、速やかに㈱ジャパンプロスタッフ（JPS）担当者又は業務部にご連絡下さい。届出が遅れますと事由発生日まで遡って扶養削除となり、その間に協会けんぽの保険証を使用して診療を受けた場合は医療費を返還していただくこととなります。所得税も、遡って納めていただくこととなりますのでご注意ください。</p> <p>例) 子の就職</p> <p>★ 健康保険・・・勤務先で健康保険に加入した場合や起因日から向こう一年間の年収が130万円未満でかつ被保険者の年収の2分の1未満の収入要件を満たさなくなる場合は、被扶養者の削除の手続きが必要です。</p> <p>★ 所得税・・・本年中の所得見積額が48万円（給与収入で103万円）を超える場合、扶養親族対象外として申告が必要です。</p> <p>上記以外の場合についても、親族の状況に変更があった場合はJPS担当者又は業務部にご相談ください。</p>

		対象者	詳細
6月	住民税の特別徴収について	給与から住民税が控除されている方	<p>6月度の給与明細書に「特別徴収税額の決定通知書」を同封しております。 この通知書は後で必要になる場合がありますので大切に保管して下さい。 2021年度の住民税は2020年分の所得に対する年税額を2021年6月～2022年5月までの給与で徴収します。 現在、普通徴収の対象となっている方についても、申出により特別徴収に変更することができます。 (普通徴収の場合は市区町村より自宅宛に納付書が郵送されます)</p> <p>*特別徴収…会社が従業員に係る住民税（市区町村民税・都道府県民税）を給与から徴収し、従業員に代わって納税するしくみ。</p>
9月	前職給与の「給与所得の源泉徴収票」 事前準備のお願い	2020年12月以降入社の方	<p>所得税法の規定により、年の途中で入社し年末まで勤務している方については、当社に入社する前の勤務先から受けた、2021年分の全ての給与等の金額を合算し正しく年末調整する必要があります。 つきましては、下記①～③全ての条件を満たす方は早めに前の勤務先に源泉徴収票の交付を依頼し、取得して頂きますようお願い致します（会社により交付に時間を要する場合があります）。</p> <p>① 当社以外の会社から2021年1月以降、給与の支払を受けている方 ② 2021年分の給与所得者の扶養控除等申告書を当社に提出している方 ③ 2021年12月支給の給与日に在籍予定の方</p> <p>※ 年末調整関係書類を10月下旬に配布しますので、その書類と合わせて提出願います。</p>
10月	健康保険扶養者資格の再確認について	協会けんぽ加入者	<p>協会けんぽでは、保険給付の適正化及び高齢者医療制度への納付金の適正化を図ることを目的に、協会けんぽの被扶養者となっている方が現在も被扶養者の条件に該当しているかの再確認を毎年度行なっています。 対象者には、順次書類をお送りいたしますので、ご協力をお願いいたします。</p>
10月	社会保険料の定時決定について 9月分保険料（10月度支払給与より）	協会けんぽ加入者	<p>10月度の給与明細書に「標準報酬月額算定による社会保険料変更のお知らせ」を同封しております。 ご確認ください。</p> <p>* 会社で社会保険に加入している方について、2020年4～6月分給与（報酬額）の平均額にもとづき、標準報酬月額を決定し、これにより9月分（10月度支払い給与控除分）からの社会保険料の額が決定します。 途中で随時改定の対象とならない限り、2022年8月分（9月度支払い給与控除分）までの標準報酬月額は同額継続となります。</p>

		対象者	詳細
12月	年末調整について	全員	<p>12月度の給与明細書に源泉徴収票を同封しております ※全員</p> <p>★年末調整の対象の方は、年末調整による精算源泉所得税額を12月分給与で還付または、徴収しております。給与明細書の「控除項目」の「年調過不足額」欄に調整額を表示しておりますのでご確認ください。</p> <p>・還付の場合 → マイナス表示 [控除(マイナス)の欄に表示しますので、マイナス表示はプラス、すなわち還付]</p> <p>・徴収の場合 → プラス表示 [上記の逆]</p> <p>★当社で年末調整を行わなかった方については、源泉徴収票の「摘要欄」に“年調未済”と印字しております。毎年2月中旬～3月中旬までの期間、住所地等の所轄の税務署にて確定申告の相談・申告書の受付を行っています。源泉徴収票や医療費控除の明細書（医療費控除を受ける際、医療費の領収書の代わりに必要）、保険料の控除証明書などご準備のうえ、申告書を作成し必要書類を提出してください。</p> <p>また、国税局のインターネットでも手続きが可能です（“国税庁”で検索できます）。</p> <p>確定申告についての詳細は、国税庁のホームページをご覧ください。直接税務署にお問い合わせ下さい。</p>